

成田市新型インフルエンザ等対策
行動計画

令和 8 年(2026 年)4 月改定
成田市

目次

第1部 はじめに	1
第1章 計画策定の経緯	1
第2章 今般の計画改定	1
第3章 新型コロナの対応経験	2
第2部 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項	4
第1章 目的及び基本的な戦略	4
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。	4
(2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。	4
第2章 実施上の留意点	5
(1) 平時の備えの整理や拡充	5
(2) 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え	6
(3) 基本的人権の尊重	8
(4) 危機管理としての特措法の性格	8
(5) 関係機関相互の連携協力の確保	9
(6) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応	9
(7) 感染症危機下の災害対応	9
(8) 記録の作成や保存、公表	10
第3章 対策推進のための役割分担	10
(1) 国の役割	10
(2) 県の役割	11
(3) 市の役割	12
(4) 医療機関の役割	12
(5) 指定(地方)公共機関の役割	13
(6) 社会福祉施設等	13
(7) 登録事業者*	13
(8) 一般の事業者	14
(9) 個人	14
第4章 行動計画の対策項目と横断的視点	14
(1) 対策項目	14
(2) 横断的視点	18
第5章 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	19
(1) 有事のシナリオの考え方	19
(2) 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)	20
第3部 各対策項目の考え方及び取組	23
第1章 実施体制	23

第1節 準備期	23
第2節 初動期	24
第3節 対応期	30
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	32
第1節 準備期	32
第2節 初動期	34
第3節 対応期	36
第3章 水際対策	40
第1節 準備期	40
第3節 対応期	42
第4章 まん延防止	42
第1節 準備期	42
第2節 初動期	43
第3節 対応期	43
第5章 ワクチン	48
第1節 準備期	48
第2節 初動期	54
第3節 対応期	58
第6章 保健	62
第1節 対応期	62
第7章 物資	63
第1節 準備期	63
第8章 住民の生活及び地域経済の安定の確保	64
第1節 準備期	64
第2節 初動期	65
第3節 対応期	65
用語集	69

(※は用語集参照)

第1部 はじめに

第1章 計画策定の経緯

国は、平成 17 年(2005 年)、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、千葉県においても、同年 11 月に「千葉県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

その後、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下、「特措法」という。)に基づく行動計画とするため、国は平成 25 年(2013 年)6 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下、「政府行動計画」という。)を策定し、県は同年 11 月に「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下、「県行動計画」という。)を策定した。

本市においても平成 22 年(2010 年)8 月に「成田市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定したが、特措法に基づく政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、また、特措法に規定された行動計画とするため、平成 26 年(2014 年)10 月に「成田市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下、「市行動計画」という。)を改定した。

第2章 今般の計画改定

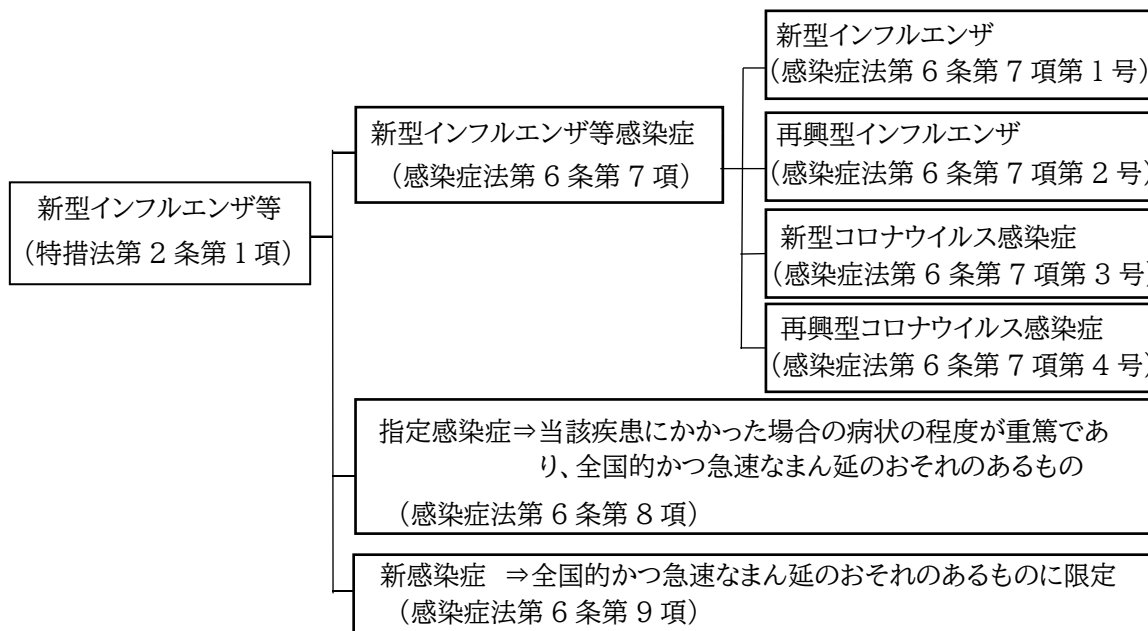
市行動計画は、特措法第 8 条に基づき、政府行動計画及び県行動計画を踏まえて本市における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものであり、市行動計画を基に、具体的な対応を図るものとする。

なお、市行動計画の対象とする感染症(以下、「新型インフルエンザ等[※]」という。)は、以下のとおりである。

- 感染症の予防及び患者[※]に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)(以下、「感染症法」という。)第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下、「新型インフルエンザ」という。)
- 感染症法第 6 条第 8 項に規定する指定感染症で、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの

(※は用語集参照)

■ 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの



令和 6 年(2024 年)7 月、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下、「新型コロナ」という。)の対応や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、政府行動計画の抜本的な改定が行われ、令和 7 年(2025 年)3 月、県行動計画についても国に準じた改定が行われた。市行動計画においても、国、県の行動計画を踏まえ、令和 8 年(2026 年)4 月、抜本的な改定を行った。

市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の知見を取り入れ、必要に応じ随時見直すこととし、また、県行動計画が改定された場合には、適時適切に改定を行うものとする。

第3章 新型コロナの対応経験

令和元年(2019 年)12 月末、中国・武漢市で肺炎が集団発生し、翌年令和 2 年(2020 年)1 月 9 日、新型コロナウイルスによるものであると WHO が発表した。同月 16 日、国内で初めて、新型コロナウイルス関連の肺炎患者(武漢市滞在

歴有)が確認され、同月 28 日に新型コロナを感染症法の指定感染症に指定する政令が閣議決定された。

本市では、新型コロナが指定感染症に指定されたことを受け、同日に「新型コロナウイルス感染症警戒本部」を設置し、県内の感染症の発生状況などを踏まえ、2月 28 日に、「新型コロナウイルス感染症対策本部」へと移行することとした。

ウイルスが次々と変異を繰り返す中で、感染者の増加により、国内では緊急事態宣言^{*}の発令やまん延防止等重点措置^{*}区域の適用がなされ、この間、本市では高齢者への PCR^{*}検査の助成や、生活支援相談窓口を設置し、食糧支援の実施、抗原検査キットの購入促進事業など、状況の変化に応じた対応を行った。

また、令和 3 年(2021 年)1 月 15 日に新型コロナウイルスワクチン接種対策室を健康増進課内に設置し、集団接種の実施に向けた成田市医師団・成田赤十字病院・国際医療福祉大学成田病院・本市による 4 者会議を開催し、同年 5 月より、本市が運営する集団接種会場での集団接種を開始、6 月より個別医療機関による個別接種を開始した。その後も接種方針の度々の改定に基づき、対象者への接種を実施し、市民の感染拡大防止や重症化予防に努めた。

新型コロナウイルス感染症対策本部は、新型コロナの感染症法上の位置づけが 5 類感染症に変更された令和 5 年(2023 年)5 月 8 日をもって廃止し、この間に計 106 回の対策本部会議が開催され、3 年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機^{*}が、市民の生命及び健康だけではなく、経済や社会生活を始めとする市民生活の安定にも大きな脅威となったことである。

新型コロナ対応では、全ての市民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなり、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

そして、感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来するものであると認識し、今般の経験を活かし、国、県、市がそれぞれの取組を進める必要がある。

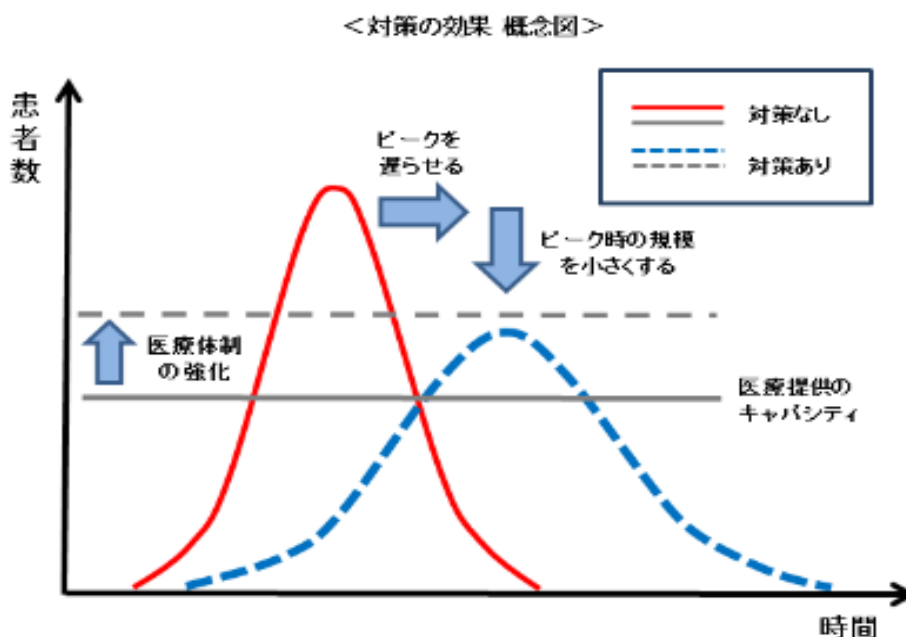
第2部 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

第1章 目的及び基本的な戦略

病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済活動にも大きな影響を与えかねない。本市は、日本の空の玄関口である成田国際空港を擁しており、近年では約 4,000 万人程度の旅行客の往来があり、新型インフルエンザ等種々の感染症の国内への流入経路の一つとして重要な位置をしめている。そのため、成田赤十字病院は、全国で4か所ある特定感染症指定医療機関[※]及び第一種感染症指定医療機関[※]の1つとして指定されている。加えて令和2年(2020年)3月に開設された国際医療福祉大学成田病院も、第一種感染症指定医療機関として指定されている。市内で、新型インフルエンザ等が発生した場合には、本市では、これらの医療機関や地域の医師会と連携をとり、適切な感染対策を行っていくことが必要である。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうことを念頭に置き、本市としては、新型インフルエンザ等への対策を危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - 基本的な感染対策などの周知協力を通じて感染拡大を抑え、市民の健康を保持するとともに、流行のピークを遅らせる。
 - 上記により流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療機関との連携の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び地域経済活動への影響を軽減する。
 - 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らし、通常のエconomic活動の維持に努める。

- 業務継続計画^{*}の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



第2章 実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、及び県行動計画並びに市行動計画又は業務継続計画に基づき、県や関係機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の目的かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要となることから、以下のアからオまでの取組により、平時の備えの充実を進め、国や県で実施している訓練への参加等により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となる DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進を図る。

ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

イ 初発の感染事例発生時における初動体制の整備

初動対応については、平時から県等*からの情報を積極的に取り入れるとともに、未知の感染症や新型インフルエンザ等が県内、市内で発生した場合に、市として速やかに初動対応ができるように体制整備を進める。

ウ 関係者や市民への普及・啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

エ ワクチン接種体制、リスクコミュニケーション*等の備え

有事*の際の速やかな対応が可能となるよう、接種体制や関係機関との感染症に関するリスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

オ 情報の有効活用、人材育成等

医療関連情報の有効活用、人材育成、国や県との連携等、複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

(2) 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び地域経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的及び精神的に健康であること並びに社会的に健全であることを確保することが重要である。

このため、国、県、市による以下のアからオまでの取組により、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じる。

ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、可能な限り科学的根拠に基づいた対策とするため、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めた国、県によるリスク評価を考慮する。

イ 医療提供体制と市民生活及び地域経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

千葉県感染症予防計画[※]及び千葉県保健医療計画[※]に基づく有事における医療提供体制が、リスク評価によって、そのレベルを超える可能性がある場合等に、県によって県民生活や社会経済等に与える影響にも勘案し、講じられる感染拡大防止措置等については、市が市民等に周知し、協力を求める。

ウ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

県は、科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応するとともに、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定めるとしている。

市は、県に合わせて市内の対策を講ずるとともに、県により対策を切り替える判断の指標等が示された場合には、適切な時期に対策の切替えを実施できるよう対応する。

エ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期について、県はリスク評価等に応じた個別の対策項目ごとの具体的な対策内容と必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示すとしており、市は、市民等にそれらを周知する。

オ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力を得るための配慮が重要となることから、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始めとする様々な場面や SNS 等の媒体を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報の提供・共有が必要であ

る。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置[※]等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合、市は、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、国や県から示される対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、市民等に周知を行う。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県が実施する特措法による要請や行動制限などが実施された場合には、その法令の根拠があることを前提としてリスクコミュニケーションの観点からも、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に際しても市民の安心をできる限り確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

【特措法による法令の根拠】

- ・ 県が実施する医療関係者への医療等の実施の要請等(特措法第 31 条)
- ・ 不要不急の外出の自粛要請、学校、社会福祉施設(通所又は短期間の入所により利用されるものに限る)、興行場等の使用等制限等の要請等(特措法第 45 条)
- ・ 臨時の医療施設の開設のための土地等の使用(特措法第 49 条)
- ・ 緊急物資の運送等(特措法第 54 条)
- ・ 特定物資の売渡しの要請等(特措法第 55 条)に協力するに当たり、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は必要最小限のものとする(特措法第 5 条)

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型イ

インフルエンザ等が発生したとしても、感染性や病原性の程度や、ワクチンや治療薬等が有効であることにより、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないことも有り得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

成田市新型インフルエンザ等対策本部(以下、「市対策本部」という。)は、国の関係機関及び千葉県新型インフルエンザ等対策本部※(以下、「県対策本部」という。)と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、必要に応じ、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(6) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

県及び市は、感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等については、以下の内容を踏まえ、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

- 協力医療機関や嘱託医と連携した、施設や各運営法人等による自主的な体制の構築
- 研修や訓練等を通じた施設職員の感染拡大防止に係る知識や認識の向上
- 感染対策に係る情報提供や感染状況を踏まえた必要な支援等を速やかに行うための連絡体制の強化
- 感染防止対策に係るマニュアルやチェックリスト等の作成や周知

(7) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保等を進めることや、県及び市において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整備する。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、県及び市は、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存、公表

市は、新型インフルエンザ等に係る市警戒本部又は市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に関して、記録を作成し、保存し、公表する。

第3章 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関[※]が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は WHO 等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチン、診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び当該閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関[※]は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、新型インフルエンザ等対策本部(以下、「政府対策本部」という。)で基本的対処方針[※]を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県の役割

国が定める基本的対処方針に基づき、県域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として感染症対策の中心的な役割を担い、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関して、主体的な判断と対応を行う。

平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定[※]を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関若しくは医療機関又は宿泊施設等と平時に検査等措置協定[※]を締結し、検査体制や宿泊療養体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。

また、千葉県は成田国際空港、千葉港及び木更津港を擁しており、全国で最も早く患者が発生する可能性があるほか、患者発生後も国際的な往来の継続に対応する必要がある。感染拡大を可能な限り抑制し、流行のピークを遅らせるためにも、検疫所を始めとする関係機関と平時から連携する等、患者発生以降に行うまん延防止対策を適切に実施するための体制を整備する。

これらにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される千葉県感染症対策連携協議会(以下「連携協議会」という。)等を通じ、千葉県感染症予防計画、千葉県保健医療計画、健康危機対処計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。

さらに、県は、地域の健康危機管理体制の充実強化を図ることを目的に、保健所を中心とした関係機関間の連携を強化するため、地域の専門職能団体、市町村、警察、消防及び医療機関等で構成される地域健康危機管理推進会議(以下、「推進会議」という。)を設置し、有事の際の適切かつ迅速な情報交換等を可能とすべく、平時からの地域におけるネットワークづくりを推進する。

その他、平時から衛生研究所等[※]や感染症指定医療機関等、高い専門性を有する関係機関間の連携の強化に努める。

これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

国内外に限らず新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置されたときは、県は直ちに、県対策本部を設置し、県対策本部会議を通じて、迅速かつ的確な対策を実施していく。具体的な対策の検討に当たっては、必要に応じて、専門部会を設置し、専門的立場からの意見を聴く。

さらに、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策の実施を支援する。なお、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行うほか、近隣都県とも連携を図り、必要に応じて国へ要望を行うなど、県域における新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を果たすため、あらゆる手段を講じる。

(3) 市の役割

市民に最も近い行政単位として、市民に対する情報提供やワクチンの接種、生活支援、要配慮者[※]への支援に関し、基本的対処方針に基づき、適切かつ迅速に行うため、特措法に基づいた行動計画を策定し、地域の実情に応じた必要な対策を推進する。対策の実施に当たっては、県が設置する推進会議を通じて保健所、近隣市町村、医療機関等との緊密な連携を図り、感染症対策に努める。

特にワクチン接種については、感染対策を行いつつ、限られた人員の中で多くの市民等への接種を実施することになるため、平時から医療機関や事業者、関係団体等と連携を図り、具体的な体制や実施方法について準備を行い、実施に当たっては対象者への早期接種に努める。

また、本市では新型コロナ流行時に生活相談窓口を設置し、市民の不安の解消を図ってきたところであり、新型インフルエンザ等の流行下においても、市民の生活や健康に対する不安を解消するため、市独自の生活相談窓口を設置し、市民生活を支援する。

さらに、本市は空の玄関口である成田国際空港を擁しており、国外から感染症が持ち込まれる可能性があるため、水際対策も重要となる。新型インフルエンザ等の発生時においては、国が実施する水際対策に関する情報を収集し、適時適切な情報提供・共有を行うことができるよう、平時から訓練等の参加を通じて、検疫所を始めとする国や県、医療機関などの関係機関との連携強化を図る。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、平時から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締

結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具[※]を始めとした必要となる感染症対策物資等[※]の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定に積極的に取り組み、研修や訓練を通じて適宜見直しを行うこと及び連携協議会や推進会議等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(5) 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 社会福祉施設等

社会福祉施設等においては、感染や重症化しやすいグループが共同生活を送っていることから、施設管理者、従業員及び施設利用者が正しい知識を理解し、平時から感染予防策を講ずることで、施設内への持ち込みを防ぐことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、積極的な感染拡大防止策を講ずるとともに、患者への早期対応や重症化した際の対応可能な医療機関への移送等、施設利用者の安全を確保する必要がある。

各施設においては、「急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針」に基づいて、施設内に感染症対策委員会を設置し、施設内の感染対策の指針を策定する等、組織的に対応できる体制の構築に努める。

(7) 登録事業者[※]

特措法に規定する特定接種[※]の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、業務継続計画を策定し、平時から従業員への感染対策の実施等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、業務継続計画を実行し、可能な限り、その業務を継続的に実施するよう努める。

(8) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(9) 個人

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、基本的感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、国内、県内、市内の発生状況や国、県、市町村等が実施している具体的対策等についての正しい情報を得た上で冷静に対応し、感染予防や感染拡大を抑えるために個人でできる対策を実施するよう努める。

第4章 行動計画の対策項目と横断的視点

(1) 対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

県行動計画では、それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、13の対策項目を設けているが、本市においては、政府行動計画、県行動計画及び政府ガイドライン等に基づき、市町村において取組が必要となる7項目に、成田国際空港が所在する本市の実情を踏まえ、「水際対策」を加えた8項目を主な対策項目とする。

各対策項目の目的、具体的な取組は、5章(2)で設定する対応時期の区分に応じて、第3部各章に記載する。

政府・県における対策項目	市行動計画における対策項目
① 実施体制	① 実施体制
② 情報収集・分析	
③ サーベイランス*	
④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
⑤ 水際対策	③ 水際対策
⑥ まん延防止	④ まん延防止
⑦ ワクチン	⑤ ワクチン
⑧ 医療	
⑨ 治療薬・治療法	
⑩ 検査	
⑪ 保健	⑥ 保健
⑫ 物資	⑦ 物資
⑬ 国民(県民)生活・国民(県民)経済の安定の確保	⑧ 住民の生活・地域経済の安定の確保

① 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼし、市全体の危機管理に関わる問題として取り組む必要があることから、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、全庁一体となった取組を推進するとともに、国、県、市町村、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、実効的な対策を講じていくことが重要である。そのため、平時から、関係

機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備を基に、迅速な情報収集を行うとともに、国が「政府対策本部」を設置し、政府対策本部長が緊急事態宣言を行った場合には、成田市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年3月21日条例第16号）に基づき、市長を本部長とする「市対策本部」を設置し、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、偏見・差別等や偽・誤情報への対応を含む、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーション※を行い、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から新型インフルエンザ等対策推進の目的を周知するとともに、基本的な戦略について関係機関と共有化を図ること、また、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、時期に応じたリスクコミュニケーションの戦略を「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」等も踏まえて整理し、体制整備や取組を進めることが必要である。

③ 水際対策

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策が講じられる。

本市には、成田国際空港が所在することから、新型インフルエンザ等の発生時において、国が実施する水際対策に関する情報を収集し、適時適切な情報

提供・共有を行うことができるよう平時から訓練等の参加を通じて国及び県との連携強化を図る。

④ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び地域経済活動への影響を最小化するため、必要に応じてまん延防止対策を講じることにより、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることができる。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

このため、市は、国、県が行うまん延防止対策について、市民や事業者等からの理解・協力が得られるよう努める。

⑤ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や地域経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

県及び市は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、接種に当たって、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

⑥ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、県等により地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策が実施されることから、市は県との連携のもと、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得られるよう努める。

また、市は、県が実施する患者等[※]の健康観察[※]及び生活支援に協力するとともに、市民の生活や健康に対する不安を解消するため、生活相談窓口を設置し、市民の生命及び健康の保護を図る。

⑦ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加により感染症対策物資等の不足が見込まれることから、市は、新型インフルエンザ等の対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄等を行う。

⑧ 住民の生活・地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、県及び市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定(地方)公共機関は、業務計画[※]の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、市は、市民生活及び地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

(2) 横断的視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の①から③までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

① 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

その際には、多くの人が感染症等の対策に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。災害対応等における全庁体制等のノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めていく。

② 国、県との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たっては、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担う。県は、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策を地域の実情に応じて行い、市は市民に最も近い行政単位として予防接種や市民の生活支援等を行う。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国や県との連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。新型インフルエンザ等の対応では県及び市町村の境界を越えた人の移動や感染の広がり等もあることから、新型インフルエンザ等の発生時は近隣自治体間の連携も重要であり、こうした広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

③ DX の推進

近年推進されているDXは、ICT[※]やAIなどデジタル技術の進展とともに迅速な新型インフルエンザ等の発生状況の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待でき、新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

このようなことから、新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、感染症危機対応に備えたDXを推進することが不可欠である。DXの推進に当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等へ配慮した情報提供の方法を工夫するように努め、市民一人一人への適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。

市では、国や県が行うあらゆるDX推進の取組に協力することとし、今後の感染症危機に備える。

第5章 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることが想定されることから、幅広く対応

できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえた有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や地域経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、準備期、初動期及び対応期に大きく3期に分けた構成とする。具体的には、前述の(1)の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特性、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。

区分	対応時期の定義	
準備期	(P)	新たな感染症危機の発生前の段階
初動期	(A)	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症が発生した段階
対応期		政府対策本部が設置され、基本的対処方針が策定・公示されて以降の段階
	(B)	封じ込めを念頭に対応する時期

(C-1)	病原体の性状等に応じて対応する時期
(C-2)	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
(D)	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

○ 準備期(P)

新型インフルエンザ等が発生する前段階であり、市は、市行動計画の見直しや関係部局への役割の整理、備蓄資材の確認等により発生に備える。また、市民等に向けて情報提供や共有を行い、感染症に関するリテラシー※を高める。

○ 初動期(A)

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

市は、政府対策本部及び県対策本部が設置された場合には、市対策本部の設置を検討し、市対策本部を設置した場合は、国、県、関係機関と連携しながら対応を行う。

○ 対応期:封じ込めを念頭に対応する時期(B)

国内(県内)での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、国が定める基本的対処方針も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する(この段階で新型インフルエンザ等であることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン※等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意)。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、以下のように区分する。

○ 対応期:病原体の性状等に応じて対応する時期(C-1)

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたりスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

○ 対応期:ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(C-2)

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える(ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。)

○ 対応期:特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(D)

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることに伴い特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、「第3部 各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」(C-1)においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」(C-2)については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」(D)を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

第3部 各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

ア 目的

新型インフルエンザ等が市内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全市一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係部局の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善等を図る。

イ 所要の対応

1-1 実践的な訓練の実施

市は、県行動計画と市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。(健康推進部)

1-2 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、市行動計画を作成・変更する。作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。(健康推進部)
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。(全部局)
- ③ 市は、特措法の定めのほか、市対策本部等の組織体制に関し、必要な事項を条例及び要綱で定め、連携強化や役割分担について調整を行う。(全部局)
- ④ 市は、訓練や研修を通じて、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成に努める。(健康推進部・関係部局)

1-3 国及び県等との連携強化

- ① 新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練等への参加を通じて、国、県、近隣市町村等との連携を図る。(健康推進部)
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、市内の医療関連団体等の関係機関と平時からの情報交換等を始めとした連携体制を構築する。(健康推進部)

第2節 初動期

ア 目的

新型インフルエンザ等が市内外で発生し又はその疑いがある場合には、市の危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて市警戒本部会議や市対策本部会議を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

イ 所要の対応

2-1 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

市は、新型インフルエンザ等の発生の疑いについて県より情報提供を受けた場合には、関係部局間で情報共有を行うとともに、状況に応じて速やかに市警戒本部又は市対策本部を設置できるよう準備を進める。(健康推進部・関係部局)

2-2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、状況に応じて市警戒本部又は市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。(全部局)
- ② 市は、必要に応じて、第1節(準備期)「1-2 市行動計画等の作成や体制整備・強化」を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。(全部局)

2-1-1 市の組織体制

① 成田市新型インフルエンザ等警戒本部

【組織構成等】

責任者	本部長	副市長(健康推進部に関する事務を所掌する副市長)
組織構成	副本部長	企画政策部長 総務部長 健康推進部長
	本部員	各部部長・会計管理者・議会事務局長・消防長
	連絡員	各部統括
	事務局	総務課・行政管理課・危機管理課・広報課・地域医療政策課
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内では未発生であり、感染拡大は非常に限られている段階 ○ 府県対策本部又は県対策本部が設置され、市長が必要と認めるとき ○ 市対策本部設置後、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、本部長が必要と認めるとき ○ その他市長が必要と認めるとき 	

② 成田市新型インフルエンザ等対策本部

【組織構成等】

責任者	本部長	市長
組織構成	副本部長	副市長
	本部長付	教育長
	本部員	各部部長・会計管理者・議会事務局長・消防長
	本部総括	企画政策部長・総務部長・健康推進部長・
	調整員	必要に応じた担当部長
	連絡員	各部統括
	本部事務局	総務課・行政管理課・危機管理課・広報課・地域医療政策課
設置(継続)基準	<p>【特措法による対策本部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国により新型インフルエンザ等緊急事態※宣言が出されたとき 	

	<p>【特措法によらない対策本部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 府県対策本部又は府県対策本部が設置され、新型インフルエンザ等対策のための本部長が引き続き感染症対策が必要であると認めるとき ○ その他市長が必要と認めるとき
--	---

【本部長等の主な任務】

職名		主な任務
本部設置時	平常時	
本部長	市長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部会議の議長となること ○ 市民に対する緊急声明の発表 ○ 対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること ○ 本部事務を統括し、職員を指揮監督すること
副本部長	副市長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部長が不在又は本部長に事故があるとき、本部長の職務を代理すること ○ 本部長を補佐すること
本部長付	教育長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部長・副本部長が不在又は事故があるとき、本部長・副本部長の職務を代理すること ○ 本部長及び副本部長を補佐すること
本部員	部長 会計管理者 議会事務局長 消防長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担当部の職員を指揮監督すること ○ 各部における対策の実施状況を本部会議に報告すること ○ 本部長を補佐すること
本部総括調整員	企画政策部長 総務部長 健康推進部長 必要に応じた担当部長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市対策本部会議の議題に関すること ○ 対策実施案に関すること ○ その他市対策本部において調整が必要な事項に関すること
連絡員	各部統括	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他部及び部内各課長との連絡調整

【本部事務局の主な事務分掌】

所掌	内容
1 市対策本部に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市対策本部の運営 ○ 本部会議の計画・進行
2 情報の収集・整理・発信	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各々が実施する対策状況の情報収集・整理・発信 ○ 対策状況全般の記録 ○ 庁内における情報共有

【各部事務分掌】

部名	主な役割
各部共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設等における感染及び感染拡大防止対策 ○ 関係機関・団体等への情報提供 ○ 市業務の継続に関すること ○ 市主催のイベント・集会等の中止に関すること ○ 所管施設における掲示等による広報 ○ 市が実施する対応への協力依頼
企画政策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報提供体制の構築 ○ 広報なりた及びホームページ・SNSによる広報 ○ 報道機関に対する情報提供 ○ 職員に対する感染予防策の周知 ○ 職員の就業に関すること ○ 市長による市民への呼び掛けに関すること
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市対策本部運営に関すること ○ 市警戒本部運営に関すること ○ 対応方針の決定に関すること ○ 新型インフルエンザ等関連情報の統括 ○ 市の実施体制・対策方針・対策の状況に関する情報提供 ○ 市窓口・施設の閉鎖に関する情報提供 ○ 防災行政無線・防災メールによる広報 ○ コールセンターの設置に関すること ○ 各種システムの稼働に関すること

第1章 実施体制

第2節 初動期

部名	主な役割
財政部	○ 予算の措置・確保
空港部	○ 成田国際空港株式会社との連絡調整
シティプロモーション部	○ 他部への支援
市民生活部	○ 区・自治会・町内会との連絡調整 ○ 行政回覧による広報 ○ 外国人に対する情報提供 ○ 偏見・差別等の防止に関する啓発・対応 ○ コミュニティバスの運行(縮小・運休等)に関すること ○ 交通事業者(空港を除く)との連絡調整 ○ 埋火葬許可の手続きに関すること
環境部	○ 遺体の火葬・安置に関すること
福祉部	○ 社会福祉施設・高齢者・障がい者等、福祉サービスが必要な者等に対する情報提供 ○ 社会福祉施設等の入所者に対するワクチン接種に関すること ○ 高齢者・障がい者等の要配慮者に対する生活支援
こども未来部	○ 市内の保育園等・市立幼稚園・児童ホーム・子育て支援施設の休業措置に関すること ○ 市内の保育園等・市立幼稚園における患者発生状況の把握 ○ 市内の保育園等・市立幼稚園・児童ホーム・子育て支援施設に対する情報提供

部名	主な役割
健康推進部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市対策本部・市警戒本部の設置・運営に関すること ○ 対応方針の決定に関すること ○ 生活相談窓口の設置 ○ 県に対する事務の代行・職員派遣の要請に関すること ○ 緊急事態措置に関する総合調整に関すること ○ 市民に対する感染症に関する情報提供 ○ 偽・誤情報に関する啓発 ○ 国、県との感染症等に関する情報連携に関すること ○ 医療機関との情報連携に関すること ○ まん延防止対策の周知・普及 ○ ワクチン接種に関すること
経済部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 卸売市場における流通の確保 ○ 生活関連物資等の価格の安定・適切な供給に関すること ○ 事業者に対する支援に関すること
土木部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他部への支援
都市部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他部への支援
水道部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活用水の安定供給に関すること
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議員への連絡・報告・啓発
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒・教職員等の健康管理及び家庭への啓発・相談 ○ 市立小・中・義務教育学校における感染及び感染拡大防止対策 ○ 市立小・中・義務教育学校の学級閉鎖・臨時休校等の措置に関すること ○ 市立小・中・義務教育学校の患者発生状況の把握 ○ 偏見・差別等の防止に関する啓発 ○ 学校給食における安全対策 ○ 職員に対する感染予防策の周知
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防護資機材の確保に関すること ○ 消防職員に対する感染予防策の周知
会計室 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他部への支援

部名	主な役割
農業委員会事務局 選挙管理委員会事務局	○他部への支援

2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国、県からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。(財政部)

第3節 対応期

ア 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

イ 所要の対応

3-1 基本となる実施体制の在り方

市は、政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1 対策の実施体制及び職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、県等からの情報を踏まえ、庁内部局及び関係機関と連携し、市の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。(全部局)
- ② 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。(全部局)

- ③ 市は、新型インフルエンザ等のまん延により本市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策^{*}の事務の代行を要請する。(健康推進部)
- ④ 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。(健康推進部)

3-2 必要な財政上の措置

市は、国、県からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。(財政部・関係部局)

3-3 緊急事態措置の検討等について

3-3-1 緊急事態宣言

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、当該区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市対策本部において緊急事態措置に関する総合調整を行う。(企画政策部・総務部・健康推進部)

3-4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(D)の体制

3-4-1 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公表をいう)がなされたとき、又は政府対策本部及び県対策本部が廃止された時は、原則市対策本部を廃止とする。新型インフルエンザ等対策のため、本部長が全庁として感染症対策が必要であると認めるときは、特措法によらない市対策本部を継続する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

ア 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及・啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理し、あらかじめ定める。

イ 所要の対応

1-1 平時における市民等への情報提供・共有

市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が向上するよう努める。

1-1-1 感染症に関する情報提供・共有

市は、平時から国や県と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止に大きく寄与することについて啓発する。

なお、学校や保育施設等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場やこども向けの様々なイベントを通じて、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。(企画政策部・福祉部・こども未来部・健康推進部・教育部)

1-1-2 偏見・差別等の防止に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げになること等について啓発する。(市民生活部・健康推進部・教育部)

1-1-3 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミック*の問題が生じ得ることから、AI技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。(企画政策部・総務部・健康推進部)

1-2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

市は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

1-2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情

報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。(企画政策部・市民生活部・福祉部・こども未来部・教育部)

- ② 県は、新型インフルエンザ等の発生時に、市町村や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理するとしている。市は、県からの情報提供を有効活用できるよう体制を整備する。(健康推進部・関係部局)

1-2-2 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどが想定される。こうしたことを踏まえ、都道府県知事は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報を市町村長に提供することができることとされていることから、有事における県と市の円滑な連携のため当該情報連携の具体的な手順について検討する。(健康推進部)

1-2-3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国からの要請を受けて、市民等からの相談に応じるためコールセンター等を設置する準備を進める。(総務部)

第2節 初動期

ア 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、市は、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消に努める。

イ 所要の対応

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民等に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

その際、市においては、国や県から提供される、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、市内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、情報提供・共有を行う。

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。(企画政策部・市民生活部・福祉部・こども未来部・健康推進部・教育部)

- ② 市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、国、県、その他関係機関の情報等について、市ホームページ上に必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブページを作成する。(企画政策部)
- ③ 県は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、市町村や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。市は、

県から提供される情報を有効活用し、情報提供を行う。(企画政策部・健康推進部)

2-2 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどが想定されるため、県と市の間での感染状況等に関する情報提供・共有を行う。(健康推進部)

2-3 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、各種広聴事業等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。(企画政策部・総務部)
- ② 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。(総務部)

2-4 偏見・差別等への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市、NPO 等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。(市民生活部・健康推進部・教育部)

第3節 対応期

ア 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解

を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

イ 所要の対応

市は、国や県から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、市内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由(どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等)、実施主体等を明確にしなが、市内の関係機関を含む市民等に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。

3-1 基本的方針

3-1-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発信するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を

行う。(企画政策部・市民生活部・福祉部・こども未来部・健康推進部・教育部)

- ② 市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、国、県、その他関係機関の情報等について、市ホームページ上に必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブページを運営する。(企画政策部)
- ③ 県は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、市町村や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。市は、県から提供される情報を有効活用し、情報提供を行う。(企画政策部・健康推進部)

3-1-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、各種広聴事業等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。(企画政策部・総務部)
- ② 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。(総務部)

3-1-3 偏見・差別等への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。(市民生活部・健康推進部・教育部)

3-2 リスク評価に基づく方針の決定・見直し

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

3-2-1 封じ込めを念頭に対応する時期(B)

国内(県内)での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが想定される。その際、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。

また、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、市は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、県が県民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。(企画政策部・関係部局)

3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期(C-1)

3-2-2-1 病原体の性状等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づく対策の説明

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが想定されることから、市民が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。(企画政策部・健康推進部)

3-2-2-2 こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大き

い年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。(企画政策部・健康推進部・関係部局)

3-2-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(D)

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。(企画政策部・健康推進部)

第3章 水際対策

第1節 準備期

ア 目的

市は、平時から、国が行う水際対策に係る研修及び訓練等に積極的に参加することにより、国との連携を強化する。

イ 所要の対応

1-1 国と連携した訓練の実施

市は、国が実施する検疫感染症[※]措置訓練に参加し、国との連携を強化する。(健康推進部・消防本部)

1-2 水際対策関係機関との連携体制の構築

市は、成田国際空港保健衛生協議会等を通じて、平時から成田国際空港関係者との連携体制を確認する。(健康推進部・消防本部)

第2節 初動期

ア 目的

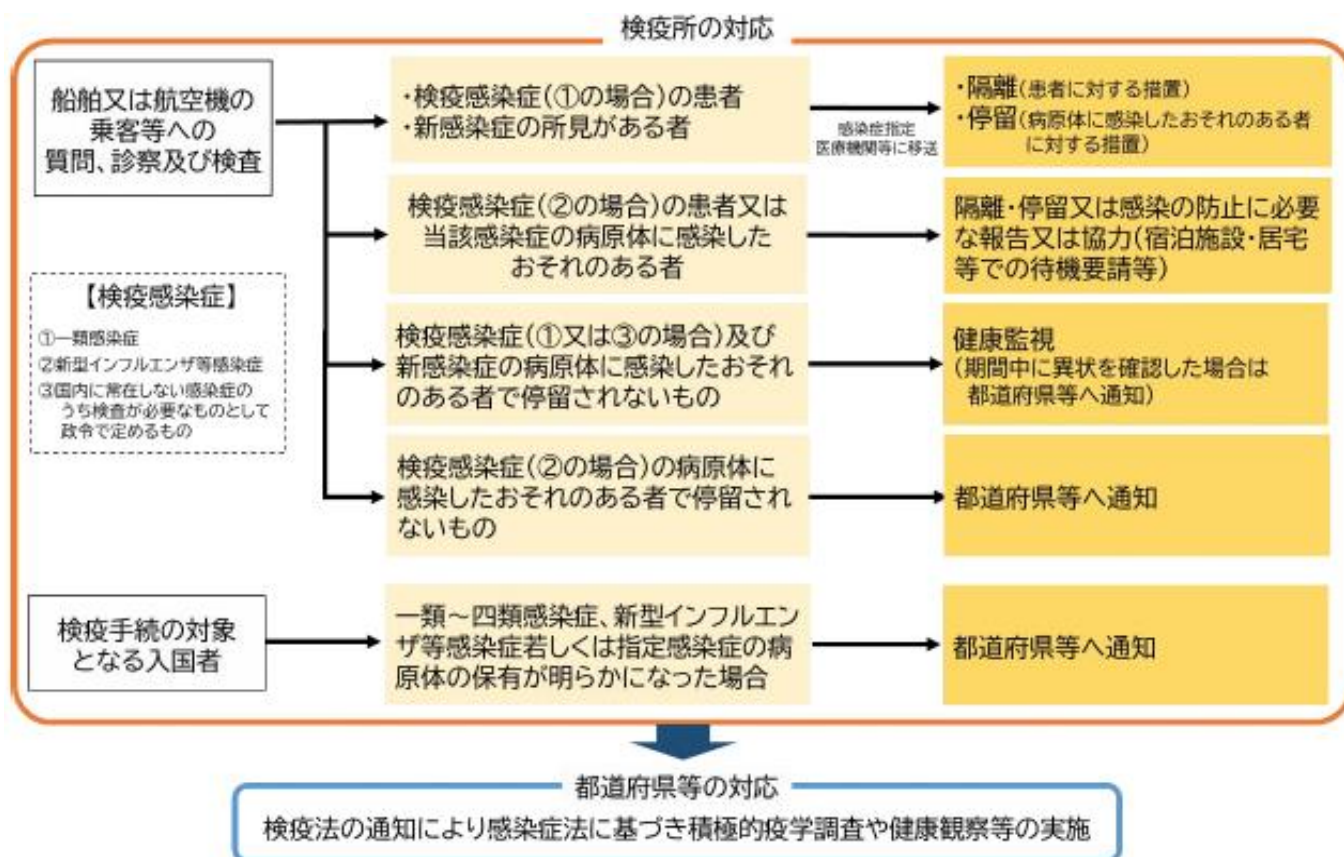
市は、準備期から引き続き、国との連携を強化するとともに、検疫手続の対象となっている入国者について明らかになった場合には、国が講ずる水際対策について情報を収集し、必要に応じて水際対策に協力する。

イ 所要の対応

2-1 検疫所との連携

検疫所が行う検疫感染症患者等の隔離又は停留等が必要な療養施設（宿泊施設等）の確保に当たっては、市は検疫所との緊密な連携を図る。また、同時に多数の患者が発生した際は、医療機関や宿泊施設への移送について、市は検疫所の応援要請を受けた場合の協力体制の検討を行う。（健康推進部・消防本部）

図表 検疫感染症にかかる検疫所及び都道府県等の対応



第3節 対応期

ア 目的

初動期の対応を継続することで、新たな病原体(変異株を含む。)の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保する。

イ 所要の対応

県は、初動期の対応を継続するとともに、国が公表する水際対策の変更の方針に則って適時適切に対応を行う。市は、国や県の要請に協力する。(健康推進部)

第4章 まん延防止

第1節 準備期

ア 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、国、県が行うまん延防止対策について、市は市民・事業者の協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するための理解促進に取り組む。

イ 所要の対応

1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及・啓発を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、県が設置する相談センター※に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。(健康推進部)

- ① 市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人一人の感染対策への協力が重要であること等の理解促進を図る。(企画政策部・健康推進部)

第2節 初動期

ア 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、国、県によるまん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制するため、市は市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

イ 所要の対応

2-1 国内でのまん延防止対策の準備

市は、国又は県からの要請を受けて、市行動計画又は業務継続計画に基づく対応の準備を行う。(全部局)

第3節 対応期

ア 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、市は、市民生活や地域経済活動への影響を十分に考慮しつつ、国、県が行うまん延防止対策に協力するとともに市民等への普及・啓発を行う。

イ 所要の対応

3-1 まん延防止対策への対応

県は、国及び国立健康危機管理研究機構[※](以下、「JIHS」という。)による情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、変異の状況、感染状況及び県民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずるとしている。

県による各種の要請等が行われた場合、市は、まん延防止対策に協力するとともに市民等への周知・普及を行う。

3-1-1 患者や濃厚接触者[※]への対応

県が地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応(入院勧告・措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請等)等の措置を行った場合、市民等が速やかに

実行に移すことができるよう県と連携し、周知等を行っていく。(企画政策部・健康推進部)

3-1-2 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

3-1-2-1 外出等に係る要請等

県より集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請があった場合には、市民等が速やかに行動できるよう周知徹底する。

また、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間に変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないこと等の要請が県から行われた場合には、速やかに周知を行う。(企画政策部・関係部局)

3-1-2-2 基本的な感染対策に係る要請等

換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及の徹底を図る。また、県から要請があった場合には、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組について周知を行う。(企画政策部・健康推進部)

3-1-3 事業者や学校等に対する要請

3-1-3-1 営業時間の変更や休業要請等

必要に応じて、県がまん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行った場合には、市民等に周知を行う。

また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対する施設の使用制限(人数制限や無観客開催)や停止(休業)等の要請があった場合には、その要請に速やかに従う。(関係部局)

3-1-3-2 施設名の公表

まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請又は命令を受けた事業者や施設について、国が提供・共有する情報等を踏まえつつ、その事業者名や施設名を公表することが利用者の合理的な行動の確保につながると判断され、事業者名や施設名が県より公表された場合、市民等へ周知を行う。(企画政策部・関係部局)

3-1-3-3 学級閉鎖・休校等の要請

市は、感染状況、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえ、必要に応じて、学校や保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、県から、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖又は休校)等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請があった場合には、速やかに対応する。(こども未来部・教育部)

3-1-4 公共交通機関に対する要請

3-1-4-1 基本的な感染対策に係る要請等

県より、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切な感染対策を講ずるよう要請があった場合には、市は、市民等へ公共交通機関利用時においても基本的な感染対策を行うよう周知徹底する。(企画政策部・市民生活部)

3-1-4-2 減便等の要請

県より、夜間の滞留人口を減少させ、人と人との接触機会を減らすため、必要に応じて、公共交通機関等に対し、運行方法の変更等の要請があった場合には、市は、市民等へ周知を行う。(企画政策部・市民生活部)

3-2 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-2-1 封じ込めを念頭に対応する時期(B)

感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する市民等の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、県民等の生命及び健康を保護するため、県が必要な検査を実施し、患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講じた場合は、市は、市民等に速やかに周知を行う。(企画政策部・健康推進部)

3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期(C-1)

以下のとおり、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に応じた対応の考え方に合わせ市は対応するが、有事には、病原体の性状、臨床像^{*}に関する情報等に基づき、国及びJIHSによる分析やリスク評価の結果に基づき、県が行う対策を市民等に周知徹底する。(企画政策部・健康推進部)

3-2-2-1 病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の市民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施も含め、強度の高いまん延防止対策が講じられるため、市民等へ速やかに周知を行う。(企画政策部・健康推進部)

3-2-2-2 病原性が高く、感染性が低い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施が検討されるため、県の動向を注視し、市民等へ周知を行う。(企画政策部・健康推進部)

3-2-2-3 病原性が低く、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低いですが、感染拡大のスピードが速い場合は、県は強度の低いまん延防止対策を基本として実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、千葉県感染症予防計画及び千葉県保健医療計画に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応するとしている。

上記の対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、県から当該状況の発生が公表されるため、市民等に対して更なる感染拡大防止への協力を呼び掛ける。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、県からまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対して要請する場合もあるため、市は市民等に状況に応じた情報提供を行う。(企画政策部・健康推進部)

3-2-2-4 こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

県は、こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討するとしている。

例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育施設等における対策がこどもに与える影響を留意した対策が実施され、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策が講じられる。また、こどもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、学級閉鎖や休校等の要請があった場合には速やかに対応する。それでも地域の感染状況が改善せず、こどもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、県の要請により、学校施設等の使用制限等を講じ、学校等における感染拡大を防止する。(福祉部・こども未来部・教育部)

3-2-3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(C-2)

県において、ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、記載した対策の中では強度

の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行が検討されるため、状況に応じた情報提供を行う。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、リスク評価の大括りの分類の考え方に基づき対策が講じられるため、県の動向を注視していく。(健康推進部)

3-2-4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(D)

県が、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じて、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行うため、県からの情報を速やかに市民等へ周知する。(企画政策部・健康推進部)

第5章 ワクチン

第1節 準備期

ア 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実施するために、ワクチンの接種体制について、市は国及び県のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

イ 所要の対応

1-1 ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の表 1 を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。(健康推進部)

表 1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿	<input type="checkbox"/> マスク
<input type="checkbox"/> トレイ	<input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S・M・L)
<input type="checkbox"/> 体温計	<input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子
<input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器	<input type="checkbox"/> 膿盆

<input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・簡易ベッド	<input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン(赤・黒) <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

1-2 ワクチンの供給体制

市は、ワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になることが想定されることから、随時事業者を把握するほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定する。(健康推進部)

1-3 接種体制の構築

市は、地域の医師会や関係機関等と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な準備を平時から行う。(健康推進部)

1-4 特定接種

1-4-1 特定接種の制度概要

特定接種は、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策

本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象者となり得る者は次のとおり。

対象者
「医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下、「登録事業者」という。)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者(以下、「登録対象者」という。)に限る。)
国家公務員及び地方公務員のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務に従事する者 ・ 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務に従事する者 ・ 民間の登録対象者と同様の職務に従事する者

1-4-2 特定接種の接種体制

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の職員については、市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施するため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

また、登録事業者のうち国民生活・社会経済安定分野の事業者について、登録の要件となっている自らによる接種体制構築が困難な場合、市は協力する。

このため、市は、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、国からの要請を受けて接種体制を構築する。(健康推進部)

- ② 特定接種の対象となり得る職員については、所属する市が対象者を把握し、厚生労働省に人数を報告する。(健康推進部・関係部局)

1-4-3 基準に該当する事業者の登録等

1-4-3-1 登録事業者の登録に係る周知

県及び市は、特定接種について、国が事業者に対して登録作業に係る周知を行うに当たり必要な協力をする。(健康推進部)

1-4-3-2 登録事業者の登録

県及び市は、国が登録事業者の登録を行うに当たり、必要な協力をする。(健康推進部・関係部局)

1-5 住民接種[※]

1-5-1 住民接種の制度概要

住民接種は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、国の基本的対処方針の変更により、予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定による予防接種の対象者及び期間が定められる。

1-5-2 住民接種の準備

平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実施するための準備を行う。(健康推進部・関係部局)

(ア) 市は、国、県の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

a 市は厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、地域の医師会及び医療機関等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションなどを平時から行う。

i 接種対象者数

ii 市職員等の人員体制の確保

iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

- iv 接種場所の確保(医療機関、保健福祉館、学校、公民館等)及び運営方法の策定
 - v 接種に必要な資材等の確保
 - vi 国、県及び市町村間や、地域の医師会等の関係団体への連絡体制の構築
 - vii 接種に関する市民への周知方法の策定
- b 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、福祉部と健康推進部は連携し、これらの者への接種体制を検討する。なお、接種対象者の試算方法の考え方については、表2のとおりとする。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計(総人口)	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計(1歳-6歳未満)	D	
乳児(1歳未満)	人口統計(1歳未満)	E1	
乳児保護者*	人口統計(1歳未満)×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計(6歳-18歳未満)	F	
高齢者	人口統計(65歳以上)	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

*乳児(1歳未満の者)が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c 市は、医療従事者の確保について、接種方法(集団接種・個別接種)や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、地域の医師会等の協力を得てその確保を図り、個別接種、集団接種いずれの場合も、地域の医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前の調整に努める。
- d 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤(調製)場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、地域の医師会等と委託契約を締結し、当該地域の医師会等が運営を行うことも可能とする。
- (イ) 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住地以外の自治体における接種を可能にするよう取組を進める。
- (ウ) 市は、速やかに接種できるよう、地域の医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-6 情報提供・共有

1-6-1 市民への対応

平時においては、市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者(小児の場合)等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供など、双方向的な取組を進める。(健康推進部)

1-6-2 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、県の支援と地域の医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供等を行う。(健康推進部)

1-7 DXの推進

- ① 市は、市が活用する予防接種関係のシステム(健康管理システム等)が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。(総務部・健康推進部)
- ② 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。(健康推進部)

第2節 初動期

ア 目的

市は、準備期から強化した接種体制等を活用し、国及び県と連携しながら、速やかな予防接種へとつなげる。

イ 所要の対応

2-1 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者、必要と判断し準備した資材等を適切に確保し接種体制の構築を行う。

また、予防接種担当部署の平時の業務量を大幅に上回ることが見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。(企画政策部・総務部・健康推進部)

2-2 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制の構築に当たっては、国、県及び市は、地域の医師会及び医療機関等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域の医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。(健康推進部)

2-3 住民接種

- ① 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。(健康推進部)
- ② 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

予防接種の円滑な推進を図るため、県の保護施設担当部局及び県福祉事務所と市が連携し行う。(福祉部・こども未来部・健康推進部)
- ③ 接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策を検討する。(総務部・健康推進部)
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は地域の医師会及び医療機関等の協力を得て、その確保を図る。(健康推進部)
- ⑤ 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、地域の医師会及び医療機関、近隣市町村等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診

日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健福祉館、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。(健康推進部・関係部局)

- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、地域の医師会及び医療機関等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。(福祉部・健康推進部)
- ⑦ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が可能となるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備等の手配を行う。(健康推進部)
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に基づく診療所開設の許可・届出を行う。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師 1 名、接種を担当する医師又は看護師 1 名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等 1 名を 1 チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を 1 名(接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。)配置し、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当する。(健康推進部)
- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、以下の表 3 に示す薬液等が必要であることから、地域の医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、

県、県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。(健康推進部)

- ⑩ 以下の表 3 で必要と想定される物品については、原則として市が準備するが、そのすべてを準備・備蓄することは困難であることから、取引のある医療資材会社と情報交換を行うなど事前の準備を進め、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。(健康推進部)

表 3 接種会場において必要と想定される資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S・M・L) <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・簡易ベッド	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン(赤・黒) <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

- ⑪ 感染性産業廃棄物の保管場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じるほか、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について協議し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の基準を遵守する。(健康推進部)
- ⑫ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。(健康推進部)

第3節 対応期

ア 目的

あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

イ. 所要の対応

3-1 ワクチンや必要な資材の供給

- ① 市は、国からの要請により、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握する場合には、「新型インフルエンザ等対策行動計画ガイドラインにおける予防接種(ワクチン)」を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。(健康推進部)
- ② 市は、国からの要請のもとに各自治体に割り当てられたワクチンの量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。(健康推進部)
- ③ 市は、国からの要請により、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するため、県を中心に実施する関係者への聴取や調査等により、管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等につい

て、特定の製品を指定することが原因となっている場合には、県を中心として他の製品の活用等も含めて地域間の融通等が行われる。(健康推進部)

3-2 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-2-1 特定接種

3-2-1-1 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(健康推進部)

3-2-2 住民接種

3-2-2-1 予防接種体制の構築

- ① 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。(健康推進部)
- ② 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の増設等を検討する。(健康推進部)
- ③ 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材(副反応の発生に対応するためのものを含む。)等を確保する。(健康推進部)
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を講ずる。また、

医学的ハイリスク者に接種を実施する場合には、接種に係るリスク等も考慮して、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。(企画政策部・健康推進部)

- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入所する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種等も検討する。(健康推進部)
- ⑥ 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市は地域の医師会や医療機関等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。(福祉部・健康推進部)

3-2-2-2 接種に関する情報提供・共有

- ① 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。(健康推進部)
- ② 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。(健康推進部)
- ③ 市は、接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、市ホームページやSNSを活用して周知する。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報なりたや行政回覧等により周知を実施する。(企画政策部・市民生活部・健康推進部)

3-2-2-3 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて公共施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者支援施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市は地域の医師会や医療機関等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。(福祉部・健康推進部)

3-2-2-4 接種記録の管理

国、県及び市は、自治体間で接種歴の確認による接種誤りの防止や接種者による当該接種の記録の閲覧が可能となるよう準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。(健康推進部)

3-2-3 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、国の審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市とする。
- ③ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。(健康推進部)

3-2-4 情報提供・共有

- ① 市は、予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。(企画政策部・健康推進部)
- ② 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行う。(企画政策部・健康推進部)
- ③ パンデミック時において、定期の予防接種の接種率が低下することにより、対象疾病のまん延が生じないよう、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。(健康推進部)

3-2-4-1 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口(コールセンター等)の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。(企画政策部・健康推進部)

3-2-4-2 住民接種に係る対応

- ① 市は、市民からの基本的な相談に応じる。(健康推進部)
- ② 住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、市は、次のような点に留意し広報を行う。(企画政策部・健康推進部)
 - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
 - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
 - c 接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝える。

第6章 保健

第1節 対応期

ア 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

イ 所要の対応

1-1 主な対応業務の実施

市は、県が医療機関等の関係機関と連携して実施する以下の感染症対応業務に協力する。

1-1-1 健康観察及び生活支援

- ① 市は、県が実施する健康観察に協力する。(健康推進部)
- ② 市は、県から患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター^{*}等の物品の支給に協力する。(健康推進部)
- ③ 市は、市民の生活や健康に対する不安を解消するため、生活相談窓口を設置し、相談に応じる。(健康推進部)

第7章 物資

第1節 準備期

ア 目的

市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等の確保に努める。

イ 所要の対応

1-1 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。(健康推進部)
- ② 市は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。(消防本部)

第8章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

ア 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、必要な準備を行うとともに、事業者や市民に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び地域経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

イ 所要の対応

1-1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や庁内の連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。(全部局)

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、デジタル技術等を活用し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方、外国人等も含め、支援対象に迅速かつ網羅的に情報が届くよう留意する。(全部局)

1-3 物資及び資材の備蓄

- ① 市は、市行動計画に基づき、備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。(健康推進部)

- ② 市は、市民や事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。(企画政策部・健康推進部・関係部局)

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておくよう努める。（福祉部）
- ② 市は、各地域における官民連携の支援体制の確立や連絡網を整備する等の速やかな連絡体制の構築に努める。（健康推進部）

1-5 火葬体制の構築

市は、県の火葬体制を踏まえ、区域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局などの関係部署との調整を行う。（市民生活部・環境部）

第2節 初動期

ア 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民に、事業継続のために必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び地域経済活動の安定を確保する。

イ 所要の対応

2-1 遺体の火葬・安置

市は、国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（環境部）

第3節 対応期

ア 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び地域経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

イ 所要の対応

3-1 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 生活関連物資などの安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

県の情報に基づき、市民等に対し、生活関連物資などの購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。(企画政策部)

3-1-2 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル^{*}予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。(健康推進部・関係部局)

3-1-3 生活支援を要する者への支援

市は、国や県からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ、生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。(福祉部・健康推進部)

3-1-4 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等の対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。(教育部)

3-1-5 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように、国や県が行う取組みに必要な協力を行う。(経済部)
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に

応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(総務部・経済部)

- ③ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、国や県が行う、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)その他の法令の規定に基づく措置に必要な応じて協力する等、適切な措置を講ずる。(経済部)

3-1-6 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。(環境部)
- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。(環境部)
- ③ 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣自治体に対して広域火葬の応援・協力をを行う。(環境部)
- ④ 市は、国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
また、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。(環境部)
- ⑤ 臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに県内から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。(環境部)
- ⑥ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、国が定める地域や期間においては、いずれの市においても埋火葬の許可を受けられる。また、公

衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは、埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるため、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。(市民生活部・環境部)

3-2 地域経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。(経済部)

3-2-2 市民生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。(水道部)

3-3 市民生活及び地域経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応

3-3-1 市民生活及び地域経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

市は、「第8章 住民の生活及び地域経済の安定の確保」の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び地域経済活動への影響に対し、国や県と連携しながら、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。(全部局)

用語	内容
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
インフォデミック	信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。
衛生研究所等	地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う県等の機関をいう。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	本行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品(薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品)、医療機器(同条第 4 項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務計画	特措法第 9 条に規定する指定公共機関又は指定地方公共機関が作成する、政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策に関する業務を定めた計画。
業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定(地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
検疫感染症	検疫法(昭和 26 年法律第 201 号)第 2 条に定められる感染症。エボラ出血熱、ラッサ熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう(天然痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、新型インフルエンザ等感染症、チクングニア熱、ジカウイルス感染症、マラリア、デング熱、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9)等
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。

検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
県等	県及び保健所設置市(地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第1条に定める市)。
国立健康危機管理研究機構(JIHS)	国立健康危機管理研究機構法(令和5年法律第46号)に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7年(2025年)4月に設立された。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況(患者及び病原体)のレベルやトレンドを把握することを指す。
指定行政機関	災害対策基本法第2条第3号に基づき、国の行政機関のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定している機関。
指定(地方)公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定(地方)公共機関。電気、ガス、空港管理、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の2の規定により、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第14条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者及び入国者や患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	県、市町村、医療機関、事業者等を含む県民等が適切に判断・行動することができるよう、県や市による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
第一種感染症指定医療機関	一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院のこと。(感染症法第6条第14項)
千葉県新型インフルエンザ等対策本部	政府対策本部が設置されたとき、特措法第22条第1項の規定により、知事が設置する組織。本部長は知事、副本部長は副知事をもって充てることとされている。 県及び市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する県全体の新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。 なお、政府対策本部が廃止されたとき、特措法第25条の規定により、知事が廃止する。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

特定感染症指定医療機関	新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院のこと。 (感染症法第6条第13項)
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして特措法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定により、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度(血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合。)を測定する医療機器。
フレイル	加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害、要介護状態、死亡等の危険性が高くなった状態。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれが

	ある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
要配慮者	保健に関する政府ガイドラインに規定する家族が同居していない又は近くにいない等ため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない高齢者、障がい者等
予防計画	感染症法第10条に規定する県等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
リテラシー	特定の分野に関する知識や能力を活用する力。
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。
ICT	Information and Communication Technologyの略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。
PCR	ポリメラーゼ連鎖反応(Polymerase Chain Reactionの略)。DNAを増幅するための原理であり、特定のDNA断

	片(数百から数千塩基対)だけを選択的に増幅させることができる。
--	---------------------------------

成田市新型インフルエンザ等対策行動計画

発 行 成田市

編 集 健康推進部 地域医療政策課

〒286-0017 千葉県成田市赤坂1丁目3番地1

TEL 0476-27-1119

発 行 日 令和8年(2026年)4月

登録番号 成地 26-002
